

生徒心得

この心得は、本校生徒として意義ある学校生活を送り、将来良識ある社会人となるために必要な基本的事項を規定したものである。

<校内生活>

1 登校・下校・欠席・遅刻・早退

- (1) 学校は集団生活の場である。時間を守り、常に勤勉でけじめのある生活態度で望む。
- (2) 遅刻・欠席の場合は、必ず始業前にクラス担任に連絡する。
- (3) 早退または外出するときは、担任に届け出て許可を受ける。
- (4) 終業後は速やかに帰宅、帰寮する。
- (5) 登下校を含む学校管理下の活動においては、安全上の理由から、原則サンダル類の使用は認めない。

2 校内規律

- (1) 常に礼儀正しく、挨拶を欠かさない。
- (2) 学校には、学習に必要のないものは持ち込まない。
- (3) 生徒間の金銭の貸借は行わない。また物品の売買や寄付行為等は厳禁する。
- (4) 校内での文書配布・ポスター等の掲示は、事前に学校に届け出て許可を受ける。
- (5) 上靴は動きやすい運動靴を基本とする。(サンダル類は不可)

3 校舎及び施設、設備の利用

- (1) 教室及びその他の場所、校具、備品を利用するときは、事前に関係の先生の許可を受ける。
- (2) 校舎及び校内の施設・設備は大切に扱う。万一破損した場合は、速やかに学校に届け出る。
- (3) 火気を使用する場合は、関係の先生に届け出て、許可を受ける。ストーブの操作は先生にしてもらうこと。

<校外生活>

- 1 身分証明書は、必ず携行する。
- 2 夜間の外出は、午後11時までとする。
- 3 寄生以外のアルバイトについては、事前に届け出を高校へ提出すること。
- 4 次に挙げる事項は禁止する。

法令や北海道青少年健全育成条例等で禁止されている行為等。また、「喫煙」・「飲酒」については、20歳以上の生徒であっても、学校敷地内を含む校舎内外や日高高校寮内外やその敷地内、通学途上は禁止する。

<その他>

- 1 運転免許取得や通学等については別に規程を定める。
- 2 制服については別に規程を定める。

制服にかかる規定

<夏 服>

指定ポロシャツ（水色）、ワイシャツ、スラックス、ブラウス（半袖可）、スカート。
※必要に応じてブレザー、ニットベスト、セーター、カーディガン等の着用を認める。

<冬 服>

ブレザー、ワイシャツ、ネクタイ、スラックス、ブラウス、リボン、スカート。
※防寒のため、ニットベスト・カーディガン等の着用を認める。
※ストッキングは、黒、紺、肌色で無地とする。
※冬服着用時は必ずブレザーを着用すること。

<通 年>

- ・制服は、すべて標準のものを着用し、購入後に手を加えてはならない。これに反する事実が発覚した場合、再度購入しなければならない（身体的理由等により、事前に職員会議の審議を受け、校長が認めた場合はこの限りではない）。
- ・ワイシャツはすべてのボタンを掛け、胸元を開けない。但し、ポロシャツ着用時はこの限りではない。
- ・ネクタイ、リボンは首元まで絞め、だらしなくならないように着用すること。
- ・スラックス着用時は必ずベルトを着用すること。
- ・スカート着用時は黒、紺、ワンポイントのハイソックスを着用すること。
- ・スカート丈は、膝関節中央部の長さとする。

例)

○



×



<その他>

普段の制服着用は任意だが、儀式的行事及び生活支援部が必要と認める場合（別記）は日高高校生全員が制服を着用する。

衣替えは、気候を考慮し生活支援部が提案する（移行期間を2週間設ける）

（別記）生活支援部が必要と認める場合

- ・外部の方による全体講演（HR教室で行う講演を除く）
- ・生活体験発表
- ・「ひだからタイム」の発表
- ・進路出前授業

交 通 安 全 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、本校生徒が交通安全の習慣を身につけ、事故防止を期するため定める。

第 2 条 本校生徒は、厳正な遵法精神を身につけ、自他ともに生命を守るための万全の配慮をしなければならない。

第 3 条 車両を使用する者は、常に車両の点検・整備につとめ、不測の事故を招かないよう心がけなければならない。

第 4 条 交通事故にあった場合は、すみやかに学校・警察に連絡しなければならない。

第 5 条 道路交通法で禁止されている行為は禁止する。

第 2 章 運 転 者

第 6 条 運転免許取得の許可基準は次の各号の通りとする。

- (1) 三修制就労通学生又は4年通学生が職場で運転免許を必要とし、職場長の要請があるとき。
- (2) 公的交通機関を利用することができない生徒が、通学のために運転免許を必要とする場合。（高校から3km以上）
- (3) 卒業学年の生徒は、進路が決定している場合に限り、保護者等の責任において届け出後、冬季休業中より四輪運転免許を取得することができる。但し、学業・就業に対して、支障をきたさないこととする。

第 7 条 運転免許取得後について、次の各号を守らなければならない。

- (1) 運転免許を取得した者は、免許取得後ただちに担任へ連絡する。
- (2) 第8条1、2項に該当しない生徒は、在学中、安全を考慮し運転を禁止する。尚、運転免許証は、卒業時まで保護者等の責任において管理する。

第 8 条 運転者は、車両運転において次の各号を守らなければならない。

- (1) 交通法規及び交通道徳を遵守し、交通安全に心がける。
- (2) 遊びの目的の運転はしない。また、保護者等以外は同乗させない。

第 3 章 通 学

第 9 条 生徒は所定の通学路を守らなければならない。

第 10 条 保護者等以外の運転による送迎は禁止する。

2 送迎の場合は、申し出を必要とする。

第 4 章 車両通学

第 11 条 車両による通学を希望する者は、車両使用許可願をHR担任に提出し、許可を得ること。

2 許可された者は、車両通学許可証の交付を受けた後、車両通学を認める。

第 12 条 自動車・自動二輪車・原付自転車通学の許可基準は、遠隔地より通学し、公共の交通機関のない者とする。（高校から 3 km以上）

第 13 条 自転車通学の許可基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校が使用車両の安全点検を行い、安全性を認められた車両を使用する。
- (2) 安全点検は前照灯・尾灯・ハンドル・ブレーキ、その他必要と認められた箇所について行う。

第 14 条 車両通学を許可された者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 所定の通学路を守ること。
- (2) 通学路における車両への他人の同乗は禁止する。
- (3) 駐車は指定区域に限定する。
- (4) 車両の盗難・破損等については、学校は一切の責任は負わない。
- (5) 車両通学許可証は通学時に携行する。
- (6) 登校後、許可を受けない車両の運転を禁止する。
- (7) 以上の項目及び第 2 章の条項に違反した場合は通学許可を取り消す場合がある。

北海道日高高等学校生徒会会則

第 1 章 総 則

(名称及び設置場所)

第 1 条 本会は、北海道日高高等学校生徒会と称し、北海道沙流郡日高町松風町1丁目116番地の2に置く。

(会員の範囲)

第 2 条 本会は、北海道日高高等学校在籍の全生徒を会員とする。

(目的)

第 3 条 本会は、会員が互いに人格を尊重し合い、会員一人一人の学校生活におけるウェルビーイングの向上を図るための活動を通して、社会を創造する一員となることを目的とする。

(権利と義務)

第 4 条 本会会員は、平等な権利を有し、会則を尊重しつつ、定められた会費を納入する義務がある。

第 2 章 役 員

第 5 条 本会には、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
議長	1名
会計長	1名
代議員	各ホームルーム委員長
体育委員長	1名
図書委員長	1名
監査委員長	1名

第 6 条 会長・副会長・議長・会計長は、別に定める役員選挙規程に基づいて選出する。また、代議員を除く他の役員は、各委員会委員の互選により選出する。

第 7 条 会長・副会長・議長・会計長の任期は、11月1日より翌年の10月31日までの1年間とするが、再選については、これを妨げない。

第 8 条 役員の兼任は認めない。

(役員の任務)

第 9 条 本会役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括し、生徒会に関する一切の責任を負う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。また、総会を統括・運営し、総会の秩序を保持する。
- 3 議長は、生徒総会の司会・進行を行い、臨時総会・執行委員会の司会も行う。
- 4 会計長は、本会の金銭出納、収支決算を行う。
- 5 代議員の任務は、第3章第2節に定めるところによる。

- 6 体育委員長は、体育委員会を代表し、生徒会の体育的行事に関する責任を負う。
- 7 図書委員長は、図書委員会を代表し、学校図書・読書啓発活動に関する責任を負う。
- 8 監査委員長は、監査委員会を代表し、生徒会会計の監査に関する責任を負う。

第 3 章 機 関

第 10 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために次の機関をおく。

生徒総会 代議員会 執行委員会 ホームルーム 体育委員会
図書委員会 監査委員会 外局

第 1 節 生 徒 総 会

(権 限)

第 11 条 生徒総会は、本会の意思を決定する最高議決機関である。

(成立及び議決)

第 12 条 生徒総会は、会員の 3 分の 2 の出席で成立し、議決は、出席会員の過半数の賛成で成立する。賛否同数の場合は、生徒総会における議長がこれを決する。

(動議)

第 13 条 動議は、議事進行に関するものと提案に関するものとに分ける。

- 2 議事進行に関する動議については、議長の判断により、その取り扱い方を決する。
- 3 提案に関する動議については、議長は、出席者の 3 分の 1 以上が支持するものについて、これを採択したうえ、賛否を決する。

第 14 条 生徒総会は、定期総会及び臨時総会をもって、第 15 条と第 16 条に規定する諸事項を決定する。

(定期大会)

第 15 条 定期大会は、毎年 5 月と 10 月に会長がこれを招集する。

- 2 5 月の定期大会は、1 年間の決算報告ならびに予算および事業計画を決定する。
- 3 10 月の定期大会は、経過報告および反省会、会計報告を行い、会員の承認を得て、次期役員に業務を引き継ぐ。

(臨時大会)

第 16 条 臨時大会は、次の場合に会長がこれを招集する。

- 1 代議員および監査委員会の要求があった場合
- 2 会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合

第 2 節 代 議 員 会

(組 織)

第 17 条 代議員会は、各ホームルーム委員長で組織する。

(権 限)

第 18 条 代議員会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を決する。

- 1 執行委員会より提案された事項
- 2 ホームルームより提案された事項

3 その他必要な事項

(任期)

第 19 条 任期は、1年間を前期と後期とに分ける。

1 前期は、4月1日より10月31日までとする。

2 後期は、11月1日より3月31日までとする。

(成立と議決)

第 20 条 代議員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成によって議決する。

第 3 節 執行委員会

(組織)

第 21 条 執行委員会は、会長・副会長・議長・会計長・執行委員で組織する。

(職務)

第 22 条 執行委員会は、本会の最高執行機関であり、総会および代議員会の決定に基づき、業務を執行する。なお、執行に当たっては、校長および顧問教諭の承認を受けなければならぬ。

第 23 条 執行委員会が執行する事項は、次のとおりとする。

1 執行上必要な具体案の作成

2 予算および決算書の作成と報告

3 その他、必要な事項

第 4 節 ホームルーム

(組織と任務)

第 24 条 ホームルームは、各クラスの生徒をもって構成する。

2 ホームルームは、クラス内の諸問題を協議する。

3 各ホームルームは、生徒会の活動に協力する。

4 ホームルームには、次の役員を置く。やむ得ない事情の時には、兼任も可とする。

委員長 副委員長 会計 各 1 名

体育委員 図書委員 監査委員 選挙管理委員 各 1 名または 2 名

5 各役員の任期については、第19条に準ずる。選挙管理委員については、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 5 節 体育委員会

(目的)

第 25 条 生徒会の行う体育的行事に関して・企画・運営を行う。

(組織)

第 26 条 体育委員会は、各クラスからの選出委員によって組織され、委員の互選によって選ばれた体育委員長が会の活動を統括する。

第 6 節 図書委員会

(目的)

第 27 条 図書の購入、管理および貸出しに関わる業務を行う。

(組 織)

第 28 条 図書委員会は、各クラスからの選出委員によって組織され、委員の互選によって選ばれた図書委員長が会の活動を統括する。

第 7 節 監査委員会

(目 的)

第 29 条 生徒会会計の適切な運営をはかり、これを監査する。適且、環境美化活動を行う。

(組 織)

第 30 条 監査委員会は、各クラスからの選出委員によって組織され、委員の互選によって選ばれた監査委員長が会の活動を統括する。

第 8 節 外 局

第 31 条 本会は、その目的を達成するために、外局の設置を認める。

- 2 外局として認可を申請する場合は、年度当初にその代表が、細則、名簿および活動実績を外局認可申請書に添えて、執行委員会に提出しなければならない。
- 3 執行委員会は申請を受けてから一週間以内にその審議のための代議員会を招集しなければならない。
- 4 外局の設置には、代議員会の審議を経たのち、生徒総会の承認を得なければならない。

第 4 章 会 計

第 32 条 本会の会計は、月額500円の会費のほか、寄付金等によって賄う。

- 2 本会会計の預金口座名義は、生徒会担当者名義とする。

第 33 条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 5 章 拒 否 権

第 34 条 生徒会長は、代議員会の議決を不適当と認めた場合、これを却下し、再審議させることができる。

第 35 条 学校は、次の場合、生徒会の活動を停止し、また生徒総会等における議決の承認を保留して再審議をさせることが出来る。

- 1 生徒会活動が、その目的から逸脱したと認められる場合
- 2 生徒総会および各委員会の決定が不適当と認められる場合

第 6 章 辞任およびリコール

第 36 条 執行委員は、次の場合、全会員の投票によって3分の2以上の同意により解任される。

- 1 執行委員が辞意を表明した場合
- 2 全会員の3分の1以上の署名によるリコール請求があった場合
- 3 代議員が不信任決議をした場合

第 37 条 監査委員に対するリコール請求は、全会員の投票によって3分の2以上が同意した

場合に認められる。

第 38 条 第 9 条および第10条に記された以外の委員会委員長に関する辞意表明またはリコール請求については、当該委員会の内部で協議し問題を処理する。

第 7 章 改 正

(会則の改廃)

第 39 条 本会の会則の改廃は、次の場合、総会において会員の3分の2以上の同意をもって行われる。

- 1 会員の3分の1以上の要求がある場合
- 2 代議員の半数以上の発議がある場合
- 3 生徒会長が必要と認める場合
- 4 その他やむを得ない理由がある場合

第 8 章 附 則

第 40 条 本会運営上必要な細則は、すべて執行委員会において作成し、代議員会の承認を得るものとする。

北海道日高高等学校生徒会役員選挙規程

第 1 章　総　　則

第 1 条 この規定は、北海道日高高等学校生徒会会則第 6 条に基づいて定める。

第 2 条 この規定による選挙は、全会員によって行われ、上記第 6 条に定める役員を選出する。

第 3 条 役員の定期選挙は、毎年10月に実施する。補欠選挙は、必要に応じ、選挙管理委員会がこれを実施する。

第 2 章　選挙管理委員会

第 4 条 選挙業務を処理するため、選挙管理委員会を設ける。

第 5 条 選挙管理委員会はホームルームで選ばれた 1 名の選出委員をもって構成する。

- (2) 選挙管理委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
- (3) 選挙管理委員は立候補者となることはできない。
- (4) 選挙管理委員は、立候補者の責任者となることができない。

第 6 条 選挙管理委員会には選挙管理委員の互選による選挙管理委員長をおく。

- (2) 選挙管理委員長は選挙管理委員会を招集し、会務を統括する。

第 7 条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙公示
- (2) 立候補者の受付と発表
- (3) 立候補者の資格審査
- (4) 立会演説会に関する事項
- (5) 投票および開票の管理
- (6) 当選者の確認と発表
- (7) 選挙違反行為のあった時の当落の判定
- (8) その他選挙管理に必要な事項

第 3 章　公　　示

第 8 条 選挙の公示は、その選挙の14日前までとするが、補欠選挙の場合には、10日前までとする。

第 9 条 選挙の公示に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 選挙の期日
- (2) 立候補届出期間
- (3) 選挙の種別
- (4) 立候補者の資格
- (5) 立候補手続

(6) その他必要な事項

第 4 章 立候補

第 10 条 生徒会の会員は、会則第 6 条に定める役員の選挙に、卒業学年である者を除き、立候補することができる。

第 11 条 選挙に立候補する者は、所定の立候補届に必要事項を記入し、選挙期日の 7 日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、補欠選挙の場合は、選挙期日の 5 日前までに届け出るものとする。

第 5 章 選挙の方法

第 12 条 選挙は会員の直接投票とする。

第 13 条 投票は 1 人 1 票、連記とする。

第 14 条 立候補者がその選挙における定員を超えない場合は、信任投票を行う。

第 6 章 開票および当選

第 15 条 開票は速やかに行い、開票結果を公表する。

第 16 条 当選者となるためには、全会員の過半数の票を得なければならない。

2 過半数の票を得た候補者のない場合は、得票数上位 2 名により決選投票を行うが、決選投票の場合は、有効投票の多数を得たものを当選とする。

3 信任投票の場合は、会員の過半数の信任を得た場合、当選者とする。

第 7 章 再 公 示

第 17 条 立候補者がいない場合、および立候補者が辞退した場合は、再公示し、補欠選挙の手続きで選挙を行う。

第 8 章 選挙実施要領細則

第 18 条 立候補しようとする者は、責任者 1 名を必要とする。

第 19 条 立候補者は、他の立候補者の責任者となることはできない。

第 20 条 選挙活動は、公正に行うものとし、次の活動は行ってはならない。

- (1) 立候補辞退の強要
- (2) 金品の贈与
- (3) 他の候補者の活動に対する妨害
- (4) その他不正と認められる活動

第 21 条 立会演説会は、立候補者のほか推薦者の応援演説を認める。